

岩手県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)

(令和6年7月12日から令和7年3月31日まで)

1 背景及び目的

本県では、ニホンジカは古くから五葉山地域に生息しているが、近年、県内全域へ生息域が拡大しており、農林業被害の増加や早池峰山周辺に生息する希少な高山植物への食害及び県内各地で列車との衝突事故が発生しており、ニホンジカの捕獲の推進は急務となっている。

県が実施した階層ベイズ法による個体数推定の結果、平成30年度秋時点の中央値で10.7万頭（95%信用区間7.3～15.2万頭）と推定されており、第6次シカ管理計画（R4.4.1～R9.3.31）に基づく適切な個体数管理を進めていくためには、当面、年間2万5千頭以上を捕獲していく必要がある。よって、狩猟や有害鳥獣捕獲事業に併せ、指定管理鳥獣捕獲等事業を引き続き県内全域で実施することにより、ニホンジカの生息域の縮小と個体数の減少に向けて取り組んでいく。

令和6年度は、2万5千頭以上の捕獲を達成するために指定管理鳥獣捕獲等事業において必要な10,000頭の捕獲を実施する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県内全域	令和6年7月12日～令和7年3月31日 (うち、捕獲期間は令和6年11月1日～令和7年2月28日(4ヵ月間))

(注) 原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県内全域	県内33市町村 (国指定鳥獣保護区を除く)	全県に生息域が拡大していることから、県内全域で捕獲圧を高め、捕獲目標を達成する必要があるため。 特に、ニホンジカの個体数が多く農業被害が恒常的に発生している状態が継続している五葉山周辺、沿岸南部及び遠野市等での捕獲を進める。 また、高山植物の被害を抑制するため早池峰山周辺地域での捕獲も強化する。	国有林、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、市町村による捕獲事業の実施区域

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県内全域	10,000頭（指定管理鳥獣捕獲等事業）

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容（捕獲等の方法）

（1） 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県内全域	わな猟（くくりわな）及び銃猟（巻狩り猟） なお、捕獲個体は全頭撤去を原則とし、個体を放置しない。	捕獲従事者数のべ 23,000人程度

（2） 作業手順等

【捕獲等の実施】

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲を実施する。

【安全管理】

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築するとともに、捕獲実施の際には、責任者を配置し、責任者は捕獲実施場所及びその周辺の地形、住民及び利用者の状況について確認する。また、捕獲業務開始前には、捕獲従事者に対し、業務の実施体制、住民等の安全確保その他必要な指示を徹底する。

【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

捕獲した個体は埋設又は搬出し焼却処分、自家消費とする。なお、全頭検査が可能な食肉処理加工施設へ搬入する場合は、利活用も可能とする。また、可能な限り、国立公園、自然環境保全地域の区域内で捕獲した場合は、国立公園、自然環境保全地域の区域外に搬出する。

【関係者との調整】

受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、地区猟友会、その他関係団体等の相互の連携を密にし、事業を実施する。

なお、十和田八幡平国立公園、三陸復興国立公園及び東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）付近における捕獲等実施の際には、各管轄の自然保護官事務所及び管理官事務所と連携をとる。

【錯誤捕獲への対応方針】

ツキノワグマなど錯誤捕獲の可能性がある場所においては、錯誤捕獲防止用のくくりわなを用いるなどの対策を講じるとともに、くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合には、くくりわなの移動を行う。

【捕獲情報の収集及び評価】

受託者は、シカ捕獲票（1頭ごと1枚：捕獲日、捕獲場所、雌雄別、シカ目撃数等を記載）及び尻尾を提出し、出先機関の職員の確認を受ける。それらのデータ結果や捕獲情報について毎年のシカ管理検討委員会において報告し、専門家等委員から意見聴取し、事業評価を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】

岩手県

【実施方法】

委託

【委託の範囲】

ニホンジカの捕獲

【委託先】

認定鳥獣捕獲等事業者

【結果の把握及び評価】

受託者が収集した捕獲情報及び県の試験研究機関において分析したデータをシカ管理検討委員会において報告し、各委員からの意見等を踏まえ、事業評価を行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- 事業を実施する前に十分に周知を行い、事故等が発生しないよう万全を期す。
- わな本体及び周辺の見やすい場所に標識、注意看板の掲示を行う。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

関係法令について遵守するよう捕獲従事者に徹底する。

なお、和賀岳自然環境保全地域及び早池峰自然環境保全地域におけるわな等の設置は、自然環境保全法による許可が必要な行為とされるため、あらかじめ盛岡管理官事務所に相談する。

(2) 事業において配慮すべき事項

生態系等に影響のないよう捕獲した個体の適正な処理を徹底する。

(3) 地域社会への配慮

県ホームページなどの活用により、捕獲の必要性等について普及啓発を行う。

【別図1】ニホンジカ実施区域（県内全域）

